

決 定 要 旨

被 審 人（住所）千葉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成21年度(判)第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第185条の6の規定により審判長審判官三島聖子、審判官城處琢也、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 258 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 8 月 24 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 6 月 23 日

金融庁長官 佐藤 隆文

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、野村証券株式会社に勤務し、M&A のアドバイザー業務などの職務に従事していた B から、

第 1 B が、キャノンマーケティングジャパン株式会社と野村証券株式会社との間で締結されたアドバイザー契約の履行に関して知った、キャノンマーケティングジャパン株式会社の業務執行を決定する機関が、東京都中央区勝どき六丁目 1 番 15 号に本店を置き、情報システムなどの企画、製造及び保守等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた株式会社アルゴ 21 (平成 20 年 4 月 1 日合併により解散) の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、平成 19 年 4 月中旬ころに受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同年 5 月 17 日より前の同年 4 月 25 日及び同年 5 月 1 日、C 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、株式会社アルゴ 21 の株券合計 1300 株を買付価額 128 万 5500 円で買い付け、

第 2 B が、株式会社ファーストリテイリングと野村証券株式会社との間で締結されたアドバイザー契約の履行に関して知った、株式会社ファーストリテイリングの業務執行を決定する機関が、東京都新宿区西新宿三丁目 15 番 5 号 (当時) に本店を置き、衣料品、服飾品及び繊維製品原材料の製造、加工及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた株式会社キャビンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、平成 19 年 7 月上旬から同月中旬ころまでの間に受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月 23 日より前の同月 13 日、C 証券株式会社又は D 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、株式会社キャビンの株券合計 2000 株を買付価額 105 万 2000 円で買い付け、

第 3 B が、株式会社 M I と野村証券株式会社との間の公開買付代理人契約の締結の交渉に関して知った、株式会社 M I の業務執行を決定する機関が、東京都目黒区中目黒四丁目 8 番 8 号に本店を置き、無線通信機器及びその周辺機器、部品の開発、製造、販売等を目的とし、その発行する株券がジャスダック証券取引所市場に上場されていた株式会社バーテックススタンダードの株券の公開

買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、平成19年8月上旬ころに受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同年11月6日より前の同年8月15日から同年10月29日までの間、C証券株式会社又はD証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、自己の計算において、株式会社バーテックススタンダードの株券合計1400株を買付価額221万7300円で買い付け、

第4 TDK株式会社と野村證券株式会社との間の公開買付代理人契約の締結の交渉に関してBが知り、又は同契約の締結の交渉に関して同社の他の社員が知り、かつ、Bがその職務に関して知った、TDK株式会社の業務執行を決定する機関が、東京都品川区東五反田一丁目11番15号電波ビルディングに本店を置き、コンピュータ機器、通信機器等の電子機器及び部品の製造、販売及び輸出入等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていたデンセイ・ラムダ株式会社（当時）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、平成19年9月上旬ころに受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月27日より前の同月12日から同月25日までの間、C証券株式会社又はD証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、デンセイ・ラムダ株式会社の株券合計1100株を買付価額139万2100円で買い付け、

第5 株式会社トプコンと野村證券株式会社との間で締結されたコンサルティングサービス契約の履行に関してBが知り、又は同契約の履行に関して同社の他の社員が知り、かつ、Bがその職務に関して知った、株式会社トプコンの業務執行を決定する機関が、神奈川県厚木市長谷260番地63に本店を置き、測量機器、計測機器、精密測定機器、医療機器の製造・修理及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた株式会社ソキア（当時）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、平成19年10月末から同年11月初めころまでの間に受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同年12月11日より前の同年11月5日及び同月12日、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、株式会社ソキアの株券合計2000株を買付価額88万7000円で買い付け

たものである。

○ 法令の適用

第1ないし第3の各事実につき、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第2項第2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法（以下「証券取引法」という。）第167条第3項、第1項第4号、金融商品取引法第176条第2項

第4及び第5の各事実につき、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第2項第2号、証券取引法第167条第3項、第1項第4号又は第5号、第4号、金融商品取引法第176条第2項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

① 株式会社アルゴ21の株券の買付けに係る課徴金の額

(1,396円×1,300株)

－ (970円×500株+998円×500株+1,005円×300株)

=529,300円

② 株式会社キャビンの株券の買付けに係る課徴金の額

(708円×2,000株)

－ (525円×1,000株+527円×1,000株)

=364,000円

③ 株式会社バーテックススタンダードの株券の買付けに係る課徴金の額

(2,190円×1,400株)

－ (1,500円×200株+1,575円×100株+1,585円×100株

+1,590円×700株+1,608円×100株+1,635円×100株

+1,640円×100株)

=848,700円

④ デンセイ・ラムダ株式会社の株券の買付けに係る課徴金の額

(1,709円×1,100株)

－ (1,187円×200株+1,280円×600株+1,289円×300株)

=487,800円

⑤ 株式会社ソキアの株券の買付けに係る課徴金の額

$$\begin{aligned} & (634 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & - (436 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 451 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & = 381,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)でそれぞれ計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。